

昭和 38 年 7 月 1 日

達第 3 号

## 大阪市事務専決規程

### 第 1 章 総則

(趣旨等)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、市長の権限に属する事務の専決について定めるものとする。

2 この規程の定めるところにより専決することができることとされた事項であつても、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの又は重要と認めるものについては、上司の決裁（承認を含む。以下同じ。）を受けなければならない。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 局長 大阪市市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織の長、大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織の長、危機管理監、会計室長、消防局長、水道局長、教育次長、行政委員会事務局長及び市会事務局長をいう。
- (2) 部長 部長、部に相当する室及び事業所の長、次長並びに担当部長、財政局市債権回収対策室長、計画調整局交通政策室長、福祉局生活困窮者自立支援室長、心身障害者リハビリテーションセンター発達障害者支援室長、健康局保健医療企画室長及び都市整備局公共建築室長をいう。
- (3) 特定事業所長 大阪市事業所事務分掌規則（昭和 37 年大阪市規則第 5 号）第 3 条に定める事業所（中央卸売市場を除く。）の長をいう。
- (4) 課長 課長、担当課長、主幹その他これらに相当する職にある者をいう。
- (5) 課長代理 課長代理、担当課長代理、副主幹その他これらに相当する職にある者をいう。

### 第 1 章の 2 副市長の専決

(副市長専決事項)

第2条の2 副市長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 法令、条例、規則等の規定に基づいて行う重要な処分その他権限の行使に関すること
- (2) 既決の事務事業の重要な変更に関すること
- (3) 重要な照会、回答、諮問、届出、報告、通知、申請、進達、副申等に関すること
- (4) 削除
- (5) 規則又は達の改廃に関すること
- (6) 重要な訴訟事件の処理に関すること
- (6の2) 所管業務に係る副市長、区シティ・マネージャー、会計管理者、局長等（局長及びこれに相当する職にある者をいう。以下同じ。）及び区長の職務に関連する受嘱の承認（新たに受嘱する場合及び受嘱条件の変更を伴う場合に限り。）に関すること
- (7) 局長等及び区長に対する外国出張を命ずること
- (8) 部長等（部長及びこれに相当する職にある者をいう。以下同じ。）及び課長に対する外国派遣を命ずること
- (9) 2以上の局（市政改革室、デジタル統括室、総務局、政策企画室会計室及び危機管理室を含む。）又は区にわたり総合的調整を必要とする重要な事務事業の施行決定又は重要な事務の執行に関すること
- (10) 前各号に掲げるもののほか、重要な事務事業の施行決定又は重要な事務の執行に関すること

### 第1章の3 区シティ・マネージャーの専決

（区シティ・マネージャーの専決事項）

第2条の3 区シティ・マネージャーの専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 事務事業の施行に関する方針又は計画の策定に関すること
- (2) 区シティ・マネージャーの宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇（介護休暇及び介護時間を除く。）及び早出遅出勤務の承認並びに出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関すること
- (3) 区シティ・マネージャーに対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地内の出張を除く。以下同じ。）を命ずること。ただし、副市長に届け出ること
- (4) 区シティ・マネージャーの職務に関連する受嘱の承認（新たに受嘱する場合及び受嘱条件の変更を伴う場合を除く。）に関すること

- (5) 区シティ・マネージャーの職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、別に定めるものを除く。

## 第2章 局長等の専決

### (共通専決事項)

第3条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生監視員、狂犬病予防員その他法令、条例、規則等による当該職員の任免等に関する事。ただし、総務局長に通知すること
- (1の2) 非常勤の嘱託職員（附属機関の委員及びこれに準ずる者を除く。以下「非常勤嘱託職員」という。）の委嘱及び解嘱に関する事。ただし、別に定める非常勤嘱託職員の委嘱及び解嘱については総務局長に協議すること
- (1の3) 会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の任免に関する事。ただし、別に定める会計年度任用職員の任免については総務局長に協議すること
- (1の4) 地方公務員法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項第2号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用される職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任免（別に定めるものを除く。次条第4号及び第23条第2号において同じ。）に関する事
- (1の5) 地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用される職員（以下「任期付職員等」という。）の任免に関する事
- (2) 局長等及び部長等の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇（介護休暇及び介護時間を除く。）の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事
- (2の2) 所管業務に係る市長、副市長、会計管理者及び局長等の職務に関連する受嘱の承認（新たに受嘱する場合及び受嘱条件の変更を伴う場合を除く。）に関する事。ただし、市長及び副市長については政策企画室長に、会計管理者については会計室長に通知すること
- (3) 部長等及び課長等（課長及び課長代理をいう。以下同じ。）の職務に関連する受嘱の承認に関する事

- (4) 局長等及び部長等の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、別に定めるものを除く。
- (4の2) 課長以下の所属員の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、別に定めるものに限る。
- (5) 部長以下の所属員が、法令による証人又は鑑定人となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合の許可に関する事。ただし、総務局長に通知すること
- (5の2) 部長以下の所属員に対する外国出張を命ずること。ただし、課長代理以上の所属員の外国出張については、総務局長に届け出ること
- (6) 局長等及び部長等に対する内国出張を命ずること
- (7) 所管業務に係る附属機関の委員の任免に関する事
- (8) 所属員の職務発明に関する事。ただし、大阪市職員職務発明審査会に関する事を除く。
- (9) 局長等及び部長等に係る人事又は給与に関する事務の処理に関する事
- (10) 削除
- (11) 1件600,000,000円以下の工事の施行決定に関する事
- (12) 1件70,000,000円未満の物件（不動産及び統括用品を除く。）の調達決定に関する事
- (13) 不動産の借入れ及び私権の設定の決定に関する事。ただし、私権の設定に係る価格の決定その他の条件の決定（大阪市財産規則（昭和39年大阪市規則第17号）第9条第2項に定めるときを除く。）については契約管財局長に協議すること
- (14) 不動産以外の物件の借入れ及び貸付けの決定に関する事
- (15) 1件5,000,000円以下の損害賠償金その他これに準ずる支出金の額の決定に関する事
- (16) 移転補償、立退補償その他損失補償の額の決定に関する事
- (17) 配当及び配付予算の範囲内における経費の支出決定及び経費の支出を伴う事務事業の施行決定に関する事。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。
- (18) 予算の節及び細節の流用に関する事
- (19) 削除
- (20) 不用品の処分決定に関する事
- (21) 事業上生じた生産品等の処分決定に関する事
- (22) 行政財産の目的外使用の許可に関する事。ただし、大阪市財産規則第9条第2項に定めるときを除き、契約管財局長に協議すること
- (23) 収入金の徴収に関する事。ただし、別に定める手数料、使用料の額の決定及び別に定める減免の決定並びに不納欠損処分については、財政局長に協議すること

- (24) その他所管業務につき、法令、条例、規則等の規定に基づいて行う処分その他権限の行使に関すること
  - (25) 訴訟、保全処分、強制執行、和解、調停、滞納処分、行政代執行等における市長代理人等の選任に関すること
  - (26) 負担条件の伴わない寄附收受（不動産に係るものを除く。）に関すること。ただし、政策企画室長に通知すること
  - (27) 儀式又は行事における市長祝辞、式辞、弔辞その他これらに類するものの決定に関すること。ただし、市長が臨席する儀式又は行事にあつては政策企画室長に協議すること
  - (27の2) 市長名による印刷物への寄稿に関すること
  - (28) 本市後援名義の使用許可に関すること。ただし、政策企画室長に通知すること
  - (29) 所管業務に係る照会、回答、諮問、届出、報告、通知、申請、進達、副申等に関すること
  - (30) 事務事業における業務の委託決定に関すること
  - (31) 既決の事務事業の変更に関すること
  - (32) 前各号に掲げるもののほか、事務事業の施行決定又は事務の執行に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項で中央卸売市場長の所管業務に係るものについては、同項の規定にかかわらず、中央卸売市場長が専決することができる。
  - 3 第1項各号に掲げる事項で市民局理事の所管業務に係るものについては、同項の規定にかかわらず、市民局理事が専決することができる。
  - 4 第1項各号に掲げる事項で市民局区政支援室長の所管業務に係るものについては、同項の規定にかかわらず、市民局区政支援室長が専決することができる。
  - 5 第1項各号に掲げる事項で財政局税務総長の所管業務に係るものについては、同項の規定にかかわらず、財政局税務総長が専決することができる。
  - 6 第1項各号に掲げる事項で健康局新型コロナウイルスワクチン接種推進監の所管業務に係るものについては、同項の規定にかかわらず、健康局新型コロナウイルスワクチン接種推進監が専決することができる。
  - 7 第1項各号に掲げる事項でこども青少年局こどもの貧困対策推進室長の所管業務に係るものについては、同項の規定にかかわらず、こども青少年局こどもの貧困対策推進室長が専決することができる。
  - 8 第1項各号に掲げる事項で環境局エネルギー政策室長の所管業務に係るものについては、同項の規定にかかわらず、環境局エネルギー政策室長が専決することができる。

- 9 第1項各号に掲げる事項で建設局臨海地域事業推進本部長の所管業務に係るものについては、同項の規定にかかわらず、建設局臨海地域事業推進本部長が専決することができる。
- 10 理事（市民局理事を除く。）は、第1項第17号、第24号、第29号、第31号及び第32号に掲げる事項でその所管業務に係るもの（経費の支出決定を除く。）について、同項の規定にかかわらず、局長と協議の上、その全部又は一部を専決することができる。

（総務局長専決事項）

第3条の2 総務局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 軽易な規則又は達の制定及び改廃に関すること
- (2) 訴訟事件の処理に関すること
- (3) 課長代理に係る職以下の職の新設及び改廃に関すること
- (4) 課長代理以下の職員の任免（分限免職及び懲戒免職並びに会計年度任用職員の任免、臨時的任用職員の任免及び任期付職員等の任免を除く。）及び分限（免職及び第5号の休職を除く。）に関すること
- (5) 係長（担当係長及びこれに相当する職にある者をいう。以下同じ。）以上を除く職員の分限免職及び表彰に関すること
- (6) 局長等及び区長を除く職員の休職（地方公務員法第28条第2項各号に該当する場合に限る。）、高齢者部分休業（これに相当する部分休業を含む。）、自己啓発等休業及び配偶者同行休業の承認並びに係長以上の職員（局長等及び区長を除く。）の育児休業、育児短時間勤務、育児のための部分休業、介護休暇及び介護時間の承認に関すること
- (7) 職員の派遣発令に関すること
- (8) 課長代理以下の職員の懲戒（免職を除く。）に関すること
- (9) 職員の昇給及び昇格の決定に関すること
- (10) 職員の専従休職に関すること
- (11) 職員の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、別に定めるものに限る。
- (12) 課長代理以下の職員に対する外国派遣を命ずること
- (13) 局長等及び区長を除く職員の営利企業等の従事の許可に関すること
- (14) 大阪市職員職務発明審査会に関すること
- (15) 職員の健康診断の結果に基づく措置（局長等及び区長に対する勤務停止に関するものを除く。）に関すること
- (16) 局長等及び区長を除く職員の公傷病の認定及び補償に関すること

(17) 課長代理以下の消防職員の消防長の任命に対する承認に関すること

(政策企画室長専決事項)

第4条 政策企画室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 負担条件を伴わないで金品を寄附した者の待遇の決定に関すること

(市民局長専決事項)

第5条 市民局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 1件50,000,000円以下の財産区財産の処分決定に関すること

(財政局長専決事項)

第6条 財政局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 繰入替予算の執行に関すること

(2) 予算の配当に関すること

(3) 予算の項及び目の流用に関すること。ただし、項の流用については、予算の定めるところによるものに限る。

(4) 予備費の充当に関すること

(5) 予算に定める事務事業の内容の変更を伴う経費の支出決定に関すること

(6) 借入金の借入決定に関すること

(7) 大阪市会計規則(昭和39年大阪市規則第14号)第68条の規定による歳計現金の一時繰替使用に関すること

(8) 公債費会計所属の収入及び支出の決定に関すること

(9) 宝くじの発売及び当せん金の支払に関する事務の委託に関すること

(契約管財局長専決事項)

第7条 契約管財局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 契約事務に関すること

(2) 別に定める方針に基づく不動産の処分及び交換の決定に関すること

(3) 道路敷地用不動産以外の不動産の寄付收受に関すること。ただし、政策企画室長に通知すること

(4) 市有不動産の所管換え及び管理替えに関すること

(5) 市有物件の損害共済に関する事

(6) 1件70,000,000円未満の不動産の買入れ及び地上権、地役権、不動産賃借権等の権利の取得の決定に関する事

(福祉局長専決事項)

第8条 福祉局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 保健福祉センターの事務（次条第1号及び第8条の3第1号に掲げるもの並びに地域保健法（昭和22年法律第101号）第18条第2項に規定する事業に係るものを除く。）についての指示に関する事

(健康局長専決事項)

第8条の2 健康局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 保健福祉センターの事務のうち、所管業務（地域保健法第18条第2項に規定する事業に係るものを除く。）についての指示に関する事

(こども青少年局長専決事項)

第8条の3 こども青少年局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 保健福祉センターの事務のうち、所管業務に係る児童福祉並びにひとり親家庭及び寡婦の福祉についての指示に関する事

第9条 削除

(都市整備局長専決事項)

第10条 都市整備局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 土地区画整理事業に係る1件70,000,000円未満の保留地の処分の決定に関する事
- (2) 市街地改造事業及び市街地再開発事業に係る1件70,000,000円未満の不動産の売払いの決定並びに地上権、地役権、不動産賃借権等の権利の管理及び処分の決定に関する事。ただし、価格の決定については、契約管財局長に協議すること
- (3) 市営住宅及び附帯駐車場に係る訴訟事件の処理に関する事

(建設局長専決事項)

第 11 条 建設局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 1 件 70,000,000 円未満の不動産の買入れ及び地上権、地役権、不動産賃借権等の権利の取得の決定に関する事。ただし、価格の決定については、契約管財局長に協議すること
- (2) 平野川改修事業及び高潮対策事業に係る 1 件 70,000,000 円未満の地上権、地役権、不動産賃借権等の権利の管理及び処分の決定に関する事
- (3) 道路敷地用不動産の寄附收受に関する事。ただし、政策企画室長に通知すること
- (4) 道路の供用廃止又は道路区域の変更に伴う不用物件の譲渡又は還付に関する事
- (5) 受託事業規則に定める事業の受託の決定に関する事

第 12 条及び第 13 条 削除

(大阪港湾局長専決事項)

第 14 条 大阪港湾局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 1 件 70,000,000 円未満の不動産の買入れの決定に関する事。ただし、買入価格の決定については、契約管財局長に協議すること
- (2) 別に定める方針に基づく臨港地区（かつて臨港地区として定められていた区域を含む。）内の不動産の処分及び交換の決定に関する事。ただし、契約管財局長に協議すること

(会計室長専決事項)

第 15 条 会計室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 統括用品の買入決定に関する事

(水道局長専決事項)

第 16 条 水道局長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 市外給水契約の締結に関する事

(教育次長専決事項)

第 17 条 教育次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 校園関係予算の節の流用に関する事。ただし、財政局長に協議すること

第 3 章 部長の専決

(共通専決事項)

第 17 条の 2 部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 課長の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇（病気休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関すること
- (2) 1 件 5,000,000 円以下の定例の工事の施行決定に関すること
- (3) 1 件 5,000,000 円以下の物件（不動産及び統括用品を除く。）の定例の調達決定に関すること
- (4) 賃料の年額が 5,000,000 円以下の不動産以外の物件の定例の借入れの決定に関すること
- (5) 配当及び配付予算の範囲内における 1 件 5,000,000 円以下の経費の支出を伴う定例の事務事業の施行決定に関すること。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。
- (6) 所管業務につき、法令、条例、規則等の規定に基づいて行う裁量権の行使に係る軽易又は定例の処分その他権限の行使に関すること
- (7) 所管業務に係る定例かつ複数課に関連する照会、回答、届出、報告、通知、申請、進達、副申等に関すること
- (8) 事務事業における 1 件 5,000,000 円以下の定例の業務の委託決定に関すること
- (9) 前各号に掲げるもののほか、定例の事務事業の施行決定又は定例の事務の執行に関すること

第 17 条の 3 人事又は予算に関する事務を所管する部長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 課長の病気休暇の承認に関すること
- (2) 係長の職務に関連する受嘱の承認に関すること
- (3) 課長の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、別に定めるものを除く。
- (4) 課長等に対する内国出張を命ずること
- (5) 課長に係る人事又は給与に関する事務の処理に関すること
- (6) 配当及び配付予算の範囲内における 1 件 5,000,000 円以下の定例の経費の支出決定に関すること。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く。
- (7) 1 件 5,000,000 円以下の不用品の処分決定に関すること

(8) 行政財産の目的外使用の許可の更新（当初許可の範囲内のものに限る。）に関する事

（市税事務所長専決事項）

第 18 条 市税事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 係長以下の職員に対する内国出張を命ずること

2 前条第 4 号に掲げる事項で市税事務所長の所管業務に係るものについては、同号の規定にかかわらず、市税事務所長が専決することができる。

（弘済院長専決事項）

第 19 条 弘済院長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 入所者の作業及び作業に対する報償に関する事

(2) 退所者の更生について必要な援護に関する事

第 20 条 削除

（特定事業所長専決事項）

第 21 条 特定事業所長は、第 17 条の 2、第 17 条の 3 及び第 19 条に定めるものを除くほか、第 3 条第 1 項各号（第 4 号から第 6 号まで、第 11 号、第 13 号、第 15 号及び第 16 号を除く。）に掲げる事項でその所管業務に係るものについて、同項の規定にかかわらず、局長と協議の上、その全部又は一部を専決することができる。

第 22 条 削除

#### 第 4 章 区長の専決

（区長専決事項）

第 23 条 区長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 組織の新設及び改廃に関する事

(1 の 2) 別に定める一定の枠の範囲を超えない職の新設及び改廃に関する事

(1 の 3) 別に定める一定の枠の範囲を超える担当係長及びこれに相当する職の新設に関する事。ただし、総務局長に協議すること

- (1の4) 所属員の転任（他の局（市政改革室、デジタル統括室、政策企画室、会計室及び危機管理室の内部組織を含む。）又は区への転任を除く。）に関する事
- (1の5) 区長、副区長、部長及び課長の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇（介護休暇及び介護時間を除く。）及び早出遅出勤務の承認並びに出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事
- (2) 非常勤嘱託職員の委嘱及び解嘱並びに会計年度任用職員の任免、臨時的任用職員の任免及び任期付職員等の任免に関する事。ただし、別に定める非常勤嘱託職員の委嘱及び解嘱並びに会計年度任用職員の任免については総務局長に協議する事
- (3) 所属員に対する外国出張を命ずる事。ただし、課長代理以上の所属員の外国出張については、総務局長に届け出る事
- (4) 区長及び所属員に対する内国出張を命ずる事。ただし、区長の内国出張については、副市長に届け出る事
- (4の2) 所管業務に係る市長、副市長、会計管理者及び局長等の職務に関連する受嘱の承認（新たに受嘱する場合及び受嘱条件の変更を伴う場合を除く。）に関する事。ただし、市長及び副市長については政策企画室長に、会計管理者については会計室長に通知する事
- (5) 区長及び所属員の職務に関連する受嘱の承認（区長にあっては、新たに受嘱する場合及び受嘱条件の変更を伴う場合を除く。）に関する事
- (6) 区長、副区長、部長及び課長の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、別に定めるものを除く。
- (6の2) 課長代理以下の所属員の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、別に定めるものに限る。
- (7) 所属員を区選挙管理委員会の事務を補助する職員に充て、又は区選挙管理委員会の事務に従事させる事
- (8) 所属員が法令による証人又は鑑定人となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合の許可に関する事。ただし、総務局長に通知する事
- (8の2) 所管業務に係る附属機関の委員の任免に関する事
- (8の3) 所属員の職務発明に関する事。ただし、大阪市職員職務発明審査会に関する事を除く。
- (9) 削除
- (10) 不用品の処分決定に関する事
- (11) 1件5,000,000円以下の損害賠償金その他これに準ずる支出金の額の決定に関する事

- (12) 財産売却代その他これに準ずるものの収入に関する事
- (13) 配当及び配付予算の範囲内における経費の支出決定及び経費の支出を伴う事務事業の施行決定に関する事。ただし、予算に定める事務事業の内容の変更を伴うものを除く
- (13の2) 予算の節及び細節の流用に関する事
- (14) 行政財産の目的外使用の許可に関する事。ただし、大阪市財産規則第9条第2項に定めるときを除き、契約管財局長に協議する事
- (15) 地域福祉施設（他の所管に属するものを除く。）に係る不動産の借入れ及び私権の設定の決定に関する事。ただし、私権の設定に係る価格その他の決定（大阪市財産規則第9条第2項に定めるときを除く。）については契約管財局長に協議する事
- (16) 削除
- (17) 災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び回収に関する事
- (18) 削除
- (19) 国民健康保険被保険者の資格に関する事
- (20) 国民健康保険の保険料その他の徴収金の賦課及び徴収に関する事
- (21) 国民健康保険の保険給付に関する事
- (21の2) 後期高齢者医療の保険料その他の徴収金の徴収に関する事。ただし、不納欠損処分を除く。
- (22) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第12条及び国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第1条の2の規定に基づく事務に関する事
- (23) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）に基づく医療に係る医療費の支給に関する事
- (24) 区役所附設会館の使用許可、使用料の徴収、減免、還付並びに休館日及び供用時間の変更に関する事
- (25) 負担条件の伴わない寄附収受（不動産に係るものを除く。）に関する事。ただし、政策企画室長に通知する事
- (25の2) 儀式又は行事における市長祝辞、式辞、弔辞その他これらに類するものの決定に関する事。ただし、市長が臨席する儀式又は行事にあっては、政策企画室長に協議する事
- (25の3) 市長名による印刷物への寄稿に関する事
- (25の4) 事務事業における業務の委託決定に関する事
- (26) 大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例（平成25年大阪市条例第133号）第6条から第10条までの規定に基づく事務に関する事

- (27) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 9 条から第 14 条までの規定に基づく事務に関する事。ただし、別に定めるものに限る。
- (28) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 から第 49 条の 7 までの規定に基づく事務に関する事。ただし、別に定めるものに限る。
- (29) 前各号に掲げるもののほか、事務事業の施行決定又は事務の執行に関する事

## 第 5 章 補則

### （緊急時における専決）

第 24 条 区シティ・マネージャー、局長、部長、区長及び課長は、非常災害その他の場合において緊急の必要があるときは、第 2 条の 2 から前条までの規定にかかわらず、機宜の処置を採ることができる。ただし、実施後遅滞なく副市長又はこれらの規定により専決することができる者（以下「専決権者」という。）に報告又は通知をしなければならない。

### （専決権の一部委譲）

第 25 条 局長、中央卸売市場長、市民局区政支援室長、財政局税務総長、こども青少年局こどもの貧困対策推進室長、環境局エネルギー政策室長、建設局臨海地域事業推進本部長、理事、特定事業所長（東京事務所長を除く。）及び区長は、別に定めがある場合を除くほか、総務局長と協議の上、その専決事項又は部長の専決事項の一部を、理事、主管部長、副区長、主管課長又は主管事業所長（特定事業所長を除く。）に専決させることができる。

2 次の各号に掲げる者は、総務局長と協議の上、その専決事項の一部を、当該各号に定める者に専決させることができる。

- (1) 健康局長 保健所長
- (2) こども青少年局長 中央こども相談センター所長
- (3) 消防局長 消防署長
- (4) 東京事務所長 東京事務所副所長

### （事故代決）

第 26 条 専決権者に事故があるときは、あらかじめその職務を行う職員として定められた者が、専決権者に代わってその専決事項を決裁することができる。この場合において、代わって決裁した者は、事故のやんだ後、速やかに当該専決権者に報告しなければならない。

(課長等の専決)

第 27 条 課長及び課長代理が専決することができる事項については、別に定めるところによる。

( I R 推進局等の分掌事務に係る専決)

第 28 条 第 2 条から前条までの規定にかかわらず、I R 推進局の分掌事務及び大阪都市計画局の分掌事務（市長の権限のみに属する事務を除く。）に係る専決については、大阪府事務決裁規程（昭和 36 年大阪府訓令第 41 号）の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 28 日達第 2 号）

この改正規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。